

# 令和元年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示98号

令和元年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和元年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月5日（木曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

6番 川 西 米希子                      7番 合 田 正 夫

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章              議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 栗 田 昭 彦  
教 育 長 三 原 一 夫              総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。令和元年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

「あかあかと日はつれなくも秋の風」松尾芭蕉。

残暑厳しい中ではありますが、朝夕は随分と秋の気配が感じられるきょうこのごろでございます。

今定例会に上程させていただいておりますのは、平成30年度決算認定7件、議案10件及び諮問1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第233条第3項に基づく決算認定案件7件を受理いたしました。

次に、地方自治法第149条の規定に基づく議案10件を受理いたしました。

次に、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、令和元年7月22日、令和元年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第8号 専決処分の承認について（香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）ほか2件の審議がされております。

令和元年8月9日、令和元年第2回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第

1号 仲多度南部消防組合監査委員（議会選出用）の選任についてほか2件の審議がされております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、令和元年5月分、6月分の一般会計収支、各特別会計収支及び基金の監査報告が参っております。

また、平成30年度分一般会計、各特別会計、基金の定期監査報告が参っております。

次に、町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第1号として、平成30年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配付してある書類をもって報告にかえさせていただきます。

以上で、議会報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

### 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の9月定例会運営に関する報告を申し上げます。

9月2日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、9月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より9月25日までの21日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第1号は総務常任委員会に付託し、最終審査を合同で行います。

日程第9 認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第10 認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第11 認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について 教育民生常任委員会付託

日程第12 認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第13 認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第14 認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

認定第1号から認定第7号までの7案件は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

日程第15 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第16 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第17 議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第18 議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第19 議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第20 議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第21 議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いします。

議案第7号が可決となれば、手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、休憩といたします。（根拠法令地方自治法第252条の39第6項）

日程第22 議案第8号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いします。

日程第23 議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号 総務常任委員会付託

日程第24 議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号 即決でお願いします。

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いします。一般質問は9月6日、9日の本会議で行います。

以上の日程で意見の一致を見、午前10時24分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、川西米希子さん、7番、合田正夫君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決しました。

## 日程第4 町政報告

○田岡秀俊議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、国内における身近な問題として、四国地方におけることしの梅雨入りは平年より21日遅い6月26日ごろであり、そのため梅雨明けが7月24日ごろとなり、昨年より15日遅い梅雨明けとなりました。

梅雨明け後は日本列島が記録的な猛暑に見舞われた昨年の夏と同様に、最高気温35度以上の猛暑日が続き、消防庁の発表では、7月に入ってから8月11日までの熱中症で救急搬送された人は全国で4万人を超えており、熱中症による死亡者も全国で160人を超えている状況であり、ことしも記録的な猛暑となっております。

また、新潟県糸魚川市では、8月15日に台風などの影響により深夜になっても気温が下がらず、最低気温が31.3度であり、これは全国の日最低気温の最も高い記録となりました。

次に、8月15日には台風10号が四国及び中国地方を縦断して西日本に強い雨と風をもたらし、各地で被害が相次ぎ、2名が死亡、57名が重軽傷で、そのうち1名はまんのう町内の方で軽傷でした。まんのう町では早い段階で避難所を開設し、状況に即して災害対策本部を設置しましたが、今後も地域住民の安全・安心に向けて防災対策に努めてまい

ります。

次に、経済の動向についてでございます。

日本政策投資銀行四国支店は、毎年8月に四国地域における企業の設備投資動向のアンケート結果を公表しておりますが、2019年度の計画では、前年度実績に比べて製造業は9.0%増、非製造業は14.1%増、全産業でも10.6%増と、いずれも設備投資額が増加する見通しでございます。

今年度の四国地域の設備投資計画の内容をしてみると、製造業では石油や輸送用機械などが減少するものの、電気機械、化学、非鉄金属などが増加し、牽引する形となりました。非製造業では一部の業種で大型投資の反動により減少するものの、卸売・小売り、運輸、通信・情報などでの増加が大きく寄与いたしました。香川県におきましては5年連続で増加し、全産業を通じて33.0%増となっております。

製造業は新工場建設が牽引する化学を初め、紙・パルプ、電気機械などで能力増強や新工場建設など積極的な投資が行われておることから、全体では2年連続で17.8%の増加となり、非製造業では、工場新設や新店・既存店への投資などのある卸売・小売りや、能力増強や更新投資などのある運輸、通信・情報などが増加するため、全体では62.7%の大幅増に転じました。

これらの社会情勢はもとより、各種データに基づく調査研究や課題の抽出を通して、町の施策や業務改善に向けた職員の意識向上を促進してまいります。

次に、当町の財政状況について御報告いたします。

本日より開催の9月定例議会において平成30年度決算認定をお願いいたしておりますが、一般会計の決算状況は、実質収支が4億8,655万1,000円の黒字となりました。単年度収支も1億2,275万8,000円の黒字で、実質単年度収支も1億3,666万2,000円の黒字となり、プライマリーバランスが保たれております。

また、財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率が物件費など経常的経費の減少により前年度に比べて0.9ポイント下降、実質公債費比率は元利償還金の増加により0.2ポイント上昇し、7.2%となりました。公債費負担比率につきましては、長期債の元利償還金の増加により、前年度に比べて2.4ポイント上昇いたしました。

次に、まんのう町の7月末現在の世帯数は、去年同期に比べまして14世帯の増の7,479世帯でございます。人口は1万8,525人であり、280人の減となっております。また、65歳以上の高齢者は10人減の6,744人で、高齢化率は35.92%から36.40%に微増となっており、高齢者世帯や独居世帯を含めた核家族化が引き続き進展している状況でございます。

次に、今回、参議院議員通常選挙が7月4日に公示され、21日に投開票が行われました。まんのう町の有権者数は1万5,708人で、投票者数は7,081人、投票率は45.08%でした。前回の平成28年の参議院議員通常選挙では49.84%、前々回の平成25年度では50.39%と逡減している状況で、今後、投票率向上に向けた課題の

検証と選挙に対する意識向上に向けた啓発、取り組みを進めてまいります。

次に、地域の防災関係につきましては、先ほど冒頭で説明いたしましたとおり、台風や災害の発生が懸念される中、これまで以上に気象情報や災害予兆に注視して、段階的に、また、早期に避難に関する情報を住民に発信することと、住民の防災意識の高揚のために啓発が重要であると考えております。

例年、各地区で防災訓練に取り組んでいただいておりますが、先般、6月30日には仲南の七箇福良見地区において192名の方が訓練に参加し、消防団、仲多度南部消防、琴平警察署、中讃土木事務所等の連携のもと、住民参加型の土砂災害・全国防災訓練が実施されました。

また、防災アドバイザーやまんのう町防災連絡協議会により、町内での出前教室や活動が増加傾向にあります。

今後も町内全域での防災意識向上に向け、地域の方々や関係各機関と連携して防災対策に努めてまいります。

また、交通安全関係につきましては、8月12日現在で県内のことしの交通事故による死者数は23人で、全国ワースト8位となっております。特にまんのう町内におきましては、昨年末に続いて1月には徳島県の親子2名が、そして、8月3日には町内の80代の男性が亡くなる痛ましい事故が発生しております。いずれも国道438号線の琴南地区において発生しており、警察及び各機関と連携して事故抑止に向けた対策や看板設置などの啓発に取り組んでまいります。

次に、男女共同参画推進事業では、毎年、男女共同参画週間に活躍している女性を招聘し、講演会を実施しておりますが、今年7月6日に、元香川県健康福祉部子ども政策推進局長の川池陽子様を講師に、「少子化対策 みなさんに出来る事」をテーマに講演していただきました。香川県職員出身ということで、さまざまな補助や制度を非常にわかりやすく、参加者からも例年になく好評を得ました。

次に、ヒマワリの販売関係ですが、販路拡大に向けてさまざまな企業や業種の方と交渉し、着実に販売先を開拓しております。7月からはJRのキヨスクでの取り扱いも始まり、高松駅、丸亀駅、多度津駅、琴平駅で販売を開始し、高速道路のサービスエリアでの取り扱いも9月から開始いたしました。

また、8月31日、9月1日には年間約2,000万人が来客するイオンモール岡山で販促イベントを実施し、継続的な販売につなげられるよう取り組んでおります。

そのほかにも、東京での販売網も広げるため、オイル専門店やデパートの伊勢丹などでのイベント参加を予定いたしております。

今後もまんのうひまわりオイルが少しでも多くの人に知っていただき、買っていただけるよう努力してまいります。

そして、農林業の振興や観光資源を活用して町の活性化により拍車をかけるため、本町出身の幸南食糧株式会社、川西修会長に地域活性化アドバイザーになっていただき、特産

品の掘り起こしや開発、また、本町の魅力を全国に発信するためのサポートをしていただくことになっております。

次に、プレミアム商品券発行事業につきましては、7月7日から9日にかけて商品券の引きかえが行われ、1億951万円分、プレミアムは1割上乘せのため、実質1億2,046万1,000円を販売いたしました。4月から7月までの4カ月間で約4,000万円の商品券が町内の商品券取扱指定店で利用されており、地域中小商工業の振興と町内の消費拡大と経済の活性化に効果を上げております。

次に、福祉関係ですが、平成31年2月から実施してまいりましたやすらぎ荘改修工事は8月末をもって完了いたしました。エアコンなどの空調設備の改修につきましても、入所者に影響を与えることなく、改修工事が完了いたしました。

また、本年度から始まります第8期介護保険事業計画につきましては、8月28日に事業者によるプレゼンテーションを実施いたしました。今後は第8期の介護保険料の決定に向けて作業を進めてまいります。

次に、予防接種事業では、本年度より3年間の緊急風しん抗体検査事業を実施しております。対象者にはクーポン券を発行しておりますので、早目に抗体検査を受け、抗体の低い場合は、風疹の感染拡大防止のため、予防接種を受けてください。

また、65歳以上の方を対象とした肺炎球菌ワクチンの予防接種事業につきましても、本年度より引き続き5年間実施されております。こちらも本年度の対象者には4月にクーポン券を発行しております。自己負担金2,000円での接種機会は1回のみです。忘れずに接種をお願いいたします。

次に、国際化社会の取り組みといたしまして、第3回台湾屏東大学生訪問事業として友好使節団が7月16日に来町いたしました。使節団のメンバーは、台湾南部の屏東市にある国立屏東大学2年生と3年生の男女各2名で、日本語を学んでいる学生4名でございます。4日間、塩入ふれあいロッジやホームステイによりまんのう町内に滞在し、ヒマワリ観賞と、まんのう町ものづくりセンター「ろくさん会館」の視察や琴南地区の島が峰を視察し、島が峰原風景を守る会の取り組みを高尾会長からお話を聞き、その後、そば打ち体験を行いました。

また、満濃中学生との交流や、日本文化体験として山脇地区の安西氏宅にて浴衣の着つけと茶道の体験を行い、自然と地域住民との触れ合い体験をいたしました。

今後、翌年3月にはまんのう町からも台湾を訪問する予定であり、交流を継続したいと考えております。

次に、生涯学習関係につきましては、旧神野小学校施設の解体撤去と跡地整備工事を行っており、年内完成に向けて工事を進めています。

高篠公民館の建てかえにつきましては、高篠公民館建設検討委員会と協議を行い、来年度の建築に向けて実施設計を進めています。

また、文化財関係につきましては、満濃池の名勝指定について、本年1月末に文部科学



大臣と文化庁長官に意見具申を行っており、先般、6月21日に開催された文化審議会文化財分科会の審議、議決を経て、文化審議会は文部科学大臣に指定を行うよう答申されました。本年秋ごろの指定の見通しであり、ため池としての名勝指定は全国初の指定となります。古代以来の巨大な堰堤の構築によって形成された広大なため池で、流域の地勢や遙かに遠望する山並みとともにすぐれた風致景観を呈するとともに、近世から近代を通じて広く親しまれてきた名所であり、芸術的、学術的及び鑑賞上の価値が高い満濃池を未来へつなげていくよう、適切な保存と利活用に取り組んでまいります。

次に、教育関係でございます。国際交流の一環として例年実施いたしております中学生海外派遣につきまして、本年も生徒20名と校長及び引率教諭2名の23名が、8月22日から26日までの4泊5日間でシンガポールへ参りました。

今回も現地の家庭に滞在しながら異文化交流を行い、短期間ではありましたが、参加した子供たちにとっては忘れ得ぬ体験となったことと思います。

次に、中学生の部活動につきましては、本年度も郡市の大会ではほとんどの競技において優勝また準優勝の成績をおさめ、県総合体育大会に出場いたしました。

県総合体育大会におきましては、剣道部は男子が団体戦で優勝し、全国大会に出場いたしました。また、個人戦では富田君が第3位、牛田君がベスト8の成績で四国大会に出場いたしました。

剣道部の女子は団体戦では8位でしたが、個人戦では今田さんがベスト8の成績で四国大会に出場いたしました。

また、バレーボール部は、男子が3位でしたが、女子が準優勝となり、四国大会に出場いたしました。

さらに、ソフトテニス部の女子が優勝、個人戦では増田・高橋組が優勝し、四国大会に出場いたしました。

また、なぎなた選手権大会では、演技競技において三好・堀川組が優勝、細川・垣内組が準優勝、試合競技においては森近さんが優勝、三好さんが準優勝という輝かしい戦績をおさめました。

四国大会では、剣道部男子が団体戦で準優勝、個人戦では、富田君がベスト8、牛田君がベスト16になり、ソフトテニス部の女子は3位で、全国大会出場を逃しましたが、個人戦において増田・高橋組が3位となり、全国大会に出場いたしました。

全国大会に出場いたしましたソフトテニス部女子の増田・高橋組は2回戦敗退となりましたが、剣道部男子団体は予選リーグを2勝として決勝トーナメントに進出し、ベスト16の成績をおさめました。

また、なぎなた部は全国中学生なぎなた大会に出場し、団体が試合競技で5位、演技競技において三好・堀川組が5位という戦績を残しました。

四国大会、また、全国大会で戦う選手を輩出する満濃中学校の指導者に感謝いたしますとともに、全国大会の舞台に羽ばたく満濃中学校の生徒たちを頼もしく誇りに思う次第で

ございます。

次に、学校施設関係では、昨年に引き続き、6月に発注した仲南小学校の大規模修繕工事につきましては、9月末の完成を目指して、現在、実施いたしております。

また、幼児教育では、さきの6月議会において、満濃南こども園の建設用地の取得について御承認いただき、造成工事の設計並びに施設の設計を鋭意進めているところでございます。

次に、農業関係では、まんのう町が取り組んでおります「ひまわりプロジェクト」に関しては、今年度は約21ヘクタールの農地に作付が行われました。作付補助に関しましては、7月下旬にひまわり振興協議会で適切に管理ができているか確認を行い、管理不十分な栽培者に対しては管理指導を行いました。今年度は天候にも恵まれ、当初の計画どおりに良質のヒマワリの種子が収穫されると予想されております。

そして、本町では町のPRとして「ひまわりでまちおこし」を実施しておりますが、ヒマワリの開花に合わせて、イオン綾川において6月15日から21日にかけて「まんのう町のひまわり写真コンテスト」の入賞作品を一堂に展示し、多くの方にまんのう町のヒマワリをPRしました。展示にあわせて観光パンフレットなども配置し、まんのう町をより多くの方にPRできたと感じております。

このような中、「ひまわりオイルサミット・ひまわり祭り」が7月7日に開催されました。ことしは、ひまわりオイルサミットでは北海道から名寄市、北竜町、兵庫県から佐用町が参加し、ひまわりオイルやヒマワリ栽培に関する取り組みの発表や情報交換が行われました。また、サミットにあわせて料理研究家稲垣飛鳥さんによるひまわりオイルを使った料理の試食イベントやレシピ集の配布、ライブショーなども行い、帆山公民館前の食べ物広場には町内の企業・団体等が出店し、天候も非常によかったため、ヒマワリ畑を含む来場者数は約1万人と、例年を大きく上回りました。

最後になりますが、4月以降、住民、議員各位へ御迷惑、御心配をおかけいたします元職員による公金不正流用事案につきましては、事案発生後、顧問弁護士、第三者である会計事務所の協力のもと、被害額の確定と再発防止対策を講じておりましたが、6月17日には刑事告訴が正式に受理され、捜査が開始されております。

そして、私と副町長につきましては、職員の任命責任及び管理監督すべき立場としての責任の重大性に鑑み、6月定例議会において給料の減額についての条例の一部改正を可決承認いただき、事案の概要とあわせてホームページ等で公表させていただいております。

さらには、議員一同より、まんのう町議会として元会計室長による公金不正流用事案に関する決議があり、改めて今回の事案解決と再発防止に向けて職員一同全力で取り組むよう訓示をいたしております。

今後、本事案の経過につきましては状況に即して発信してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、6月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町政報告を終わります。

## **日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

**○大西豊教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月22日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席により、教育民生常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

最初に、仲南小学校改修工事の現場調査を行い、その後、役場に戻り、6月議会以降の所管事務調査を行いました。

最初に、琴南支所より、内科診療所及び歯科診療所の令和元年4月から7月の診療状況について報告がありました。

内科は、対前年比で診療件数94.5%、延人数86.2%、診療報酬98.4%、歯科では、対前年比で診療件数91.5%、延人数77.0%であるとの報告がありました。

委員より、歯科診療所の先生は地域に溶け込み、琴南未来会議で相談したことなどを取り上げ、予防や健康増進の活動にも熱心に取り組まれているとの意見がありました。

次に、住民生活課より、5月から7月までの事業報告として、戸籍・住基関係では、人口、世帯数、高齢化率、各種受け付け件数、戸籍、住民票等の発行状況の報告、また、環境関係では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ等の収集状況、不法投棄処理件数等の報告を受けました。また、県内4市町との転入者、転出者の状況、災害廃棄物処理計画の概要説明がありました。

委員より、災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の候補地はどのような場所か。また、置き場所が足りなくなった場合、近隣市町での協力体制はできているかとの質疑があり、執行部より、一時仮置き場については、町有地の中で発災に近い場所を基本に考えている。また、置き場所が足りなくなった場合については、中讃広域圏内での調整、融通が必要となってくるとの答弁がありました。

委員より、ごみ袋の材質や品質は仕入れ先によって違いがあるのか、また、ごみ袋への有料広告掲載について検討されてはどうかとの質疑、意見があり、執行部より、ごみ袋の材質等については仕様を一定にしているため、仕入れ先による材質等の違いは基本的にはない。また、ごみ袋への有料広告掲載については検討したいとの答弁がありました。

委員より、ごみの収集は、現在、週2回収集日がある。祝日や振りかえ休日で月曜日が

休みになった場合、週1回しか収集できない地域が出てくるのだが、何か手だてはないかとの意見があり、執行部より、今年度は日曜日に祝日が多く、ハッピーマンデーや振りかえ休日により月曜日の収集は10回程度休みになる。来年度は5回程度が休みになる予定である。燃やせるごみは職員が収集しており、現在は休日の対応をしていない。今後、どのようにするのか検討したいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、福祉係では民生委員児童委員関係の事業報告、各種医療費の状況、児童手当の状況、国保・後期高齢者医療、介護保険関係、指定管理者施設の状況報告、また、やすらぎ荘の改修工事が予定どおり工期内に工事完了予定であるとの報告がありました。

委員より、今年、民生委員の改選時期と伺っているが、準備は進んでいるのか。また、山間部と平野部では人口の増減に差があると思うが、定数や地域割はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、準備は順調に進んでいる。定数については、まんのう町民生委員の定数は62名と香川県条例で定められているため、変更するのであれば、香川県の条例の変更が必要になる。また、まんのう町の中での受け持ち区域等の地域割について民生委員の中で話し合いをしてきたが、変更には至っていない。例えば、平野部であれば人数は多いが、家が比較的密集しているため動きやすいが、山間部になれば、隣の家に行くにも時間を要するため、人数や受け持ち面積を考えた場合、なかなか話が進まないのが現状のままであるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、5月から7月までの各種主要行事・事業報告、また、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績の報告がありました。また、温泉送迎バス利用実績、子育て支援事業利用実績の報告がありました。

委員より、特定検診の受診率は近隣市町と比べた場合、どのあたりかとの質疑があり、執行部より、平成30年度の受診率ではまんのう町が56.1%で、県内で2番目による受診率であり、1位が綾川町で58.7%、3位が三豊市で44.9%であるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、6月から8月分の行事報告、令和元年8月1日現在の町内児童・生徒・園児数の報告、満濃中学校部活動総体結果について報告がありました。

また、10月1日より国の政策として始まる幼児教育無償化の実施について説明がありました。これは、3歳児から5歳児までの利用料が無償となる。ただし、給食費は無償化の対象外である。二つ目として、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児（3号認定児）の利用料が無償となる。

委員より、現行では低所得の世帯は保育料等が免除されていると思うが、変更後は給食費分の負担がふえるため、保護者負担がふえる世帯への対策はあるのかとの質疑があり、執行部より、保育料については所得に応じて細かく細分化されている。今回の変更で保護者負担が現状の負担よりふえないように減免措置等で対応したいと考えているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、5月から7月までの主要行事報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、天文台、民具展示室の利用状況、山なみ芸術祭2019のアーティスト名等の報告がありました。また、国の文化審議会は満濃池と周辺の山の指定地域をため池として全国で初めて名勝に指定するよう文部科学大臣に答申したとの報告がありました。その指定範囲については、満濃池とその周辺の山、合わせて約264ヘクタールで、図面をもって説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時23分に委員会を閉会しました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○田岡秀俊議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

**○松下一美建設経済常任委員長** それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月29日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

初めに、地籍調査課より、平成29年度調査地区香川県知事認証の調査後筆数や面積、また、調査地区地元説明会の開催状況等の報告がありました。

委員より、地籍調査測量業務委託入札とあるが、業務の委託先を変更する場合があるのかとの質疑があり、執行部より、入札については毎年実施している。平成29年度までは同じ測量業者だったが、平成30年度より別の業者となった。町としては落札価格は安価なほうがよいので、地籍調査事業は国土調査法等に基づく調査測量業務を遂行してもらう必要があるため、入札で最低制限価格を設け、入札を行っているとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会定例会等の開催状況、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善センター利用状況の報告がありました。また、今後の農地利用の意向に関するアンケート調査について説明がありました。

委員より、まんのう町に農地はあるが、所有者は町外で生活しているため、連絡がとれない世帯の調査はどう対応するのかとの質疑があり、執行部より、町外にいる世帯につい

ては住所等を調べ、転出先の農業委員会に連絡をとり、調査をお願いする。また、どうしても連絡のとれない方については、今後、検討するとの答弁がありました。

委員より、個人所有の農地で除草作業をせずに放置した場合、隣接する土地の所有者が迷惑するが、町として何か手だてはないかとの質疑があり、執行部より、農地の荒廃また遊休化はまんのう町だけの問題でなく、国全体の大きな問題である。基本的には、今、国が進めている各農業振興施策を町として実際に実行していきたいとの答弁がありました。

委員より、調査期間が令和元年から令和3年7月までと調査期間が長いと思う。調査期間を短くしたほうが正確なデータをとることができると思うが、期間を長く取る理由はなぜかとの質疑があり、執行部より、この調査は農業委員と最適化推進委員が調査を行うため、農業委員会で調査期間を協議し、任期中に完了することとした。調査対象が3,000件程度あり、45人で調査を行うため、相当な時間がかかると思うが、できるだけ早く調査を完了するよう進めていきたいとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。また、まんのう町道路等建設事業に対する補助金交付要綱、まんのう町災害応急対策事業補助金交付要綱についてそれぞれ説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時20分に委員会を閉会しました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

**○田岡秀俊議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

**○大西樹総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月20日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員6名、執行部より、町長、副町長、所管課長出席により、総務常任委員会を開催いたしました。

議題につきましては、所管事務調査、その他であります。

町長挨拶後、総務課より、交通・消防・防災・選挙事務等の事業報告の後、令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙投票状況について、また、台風10号の記録等の報告がありました。

委員より、選挙のたび投票率が低下しているが、選挙管理委員会は選挙事務を適正に管

理するのが仕事であるが、投票率向上には取り組まなくてもいいのかとの質疑があり、執行部より、選挙管理委員会は選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされているが、選挙、政治への関心を高めるための活動も行っている。例えば、選挙期間中、投票参加を呼びかけるため、人が多く集まる商業施設において、明るい選挙推進協議会と連携した啓発事業も実施しているとの答弁がありました。

委員より、期日前投票の利用者が増加している理由について質問があり、執行部より、直接アンケート等はしていないが、役場のほうが行きやすいといった声が聞こえてくる。それと、以前の不在者投票制度に対し、期日前投票制度では要件がかなり緩くなった。具体的には、仕事や旅行、レジャーといった理由でも投票できるようになったこと、また、告示の翌日から投票日前日までの間、いつでも投票できることにより、有権者の自由度がかなり広がったためではないかと思うとの答弁がありました。

委員より、交通死亡事故で昨年からの国道438号で多くの方が亡くなっている。今後、どのような啓発活動を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、昨年度からの交通死亡事故を踏まえ、現地診断を実施し、エピアみかど付近に啓発内容の看板を設置する。また、徳島県警と連携するなど関係者と協議し、さらなる啓発活動を検討しているとの答弁がありました。

次に、企画観光課より、中讃広域行政組合企画協議会、定住自立圏形成の事業報告、コミュニティー・自治会関係では、町政懇談会実施結果の報告、交通対策関係で、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。

また、地方創生推進室より、ひまわりオイルサミットの報告がありました。

また、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移、空き家利活用の登録数、ことなみ未来会議事業の報告がありました。

委員より、免許返納者も増加傾向であるとのことだが、あいあいタクシーの利便性をよくするため、運行車両を大型車から価格の安い軽自動車に変更して車両台数をふやしてはどうかとの意見があり、執行部より、車両台数をふやすことは難しいことではないが、運転手をふやすとタクシー会社にかかなりの負担がかかるため、現段階では難しいと考えている。ほかの自治体の先進的な事例等を参考に、免許返納しても利用しやすい移動サービスが提供できるよう検討するとの答弁がありました。

委員より、若者住宅取得補助で受け付け件数が52件あるが、町全体で建てられた件数の何割ぐらいかとの質疑があり、執行部より、確定した数字ではないが、全体の約6割がこの制度を利用している。また、この制度を利用した人にアンケートを実施し、制度がなかったら町外で住むと答えた方は91%になるとの答弁がありました。

次に、税務課より、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、また、町民税の調定額の推移状況について報告がありました。

次に、会計室より、平成30年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について報告

がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受け付け件数について報告がありました。また、琴南総合センター新築工事の概要について報告がありました。

委員より、琴南総合センター新築で、WSルームとは何かとの質疑があり、執行部より、ワークショップルームで、地域の方に自由に使うスペースであり、本来の会議室とは分けて考えている。使用内容については今から検討していくとの答弁がありました。

委員より、規模を小さくして予算の削減をしてはどうかとの意見があり、執行部より、人口も減っているので、現在の古い建物よりは面積は少ない。複合施設と考えているので、診療所と併設している。また、利便性を図るため、屯所も併設しているため、この面積となったとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績の報告がありました。また、仲南支所周辺整備事業では、現在行っている舗装工事の工期について報告がありました。

委員より、教育委員会の仲南支所への移転に伴い、案内看板がないとわかりにくいのではないかと意見があり、執行部より、現在、4カ所に看板を設置する予定で進めている。看板は仲南支所、教育委員会、社会福祉協議会を1枚にまとめて表示する予定であるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時28分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

(合田正夫議員・三好郁雄議員・川原茂行議員退席 午前10時35分)

**休憩 午前10時35分**

**再開 午前10時50分**

**○田岡秀俊議長** それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第8 認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第9 認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第10 認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**



**日程第 1 1 認定第 4 号 平成 3 0 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 2 認定第 5 号 平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 3 認定第 6 号 平成 3 0 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 4 認定第 7 号 平成 3 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○田岡秀俊議長** 日程第 8、認定第 1 号 平成 3 0 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 9、認定第 2 号 平成 3 0 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 0、認定第 3 号 平成 3 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 1、認定第 4 号 平成 3 0 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 2、認定第 5 号 平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 3、認定第 6 号 平成 3 0 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 1 4、認定第 7 号 平成 3 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件について、会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

一括議題といたします。 (合田正夫議員・三好郁雄議員着席 午前 1 0 時 5 1 分)  
提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。 (川原茂行議員着席 午前 1 0 時 5 2 分)

**○栗田町長** ただいま上程されました、認定第 1 号 平成 3 0 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号 平成 3 0 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 3 号 平成 3 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 4 号 平成 3 0 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成 3 0 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 3 0 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 7 号 平成 3 0 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、認定 7 件の概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が 1 1 1 億 3, 8 5 0 万 4, 1 7 0 円、歳出決算額が 1 0 4 億 8, 7 5 4 万 1, 1 4 2 円となったことから、歳入歳出差し引き残額は 6 億 5, 0 9 6 万 3, 0 2 8 円で、翌年度へ繰り越すべき財源の 1 億 6, 4 4 1 万 2, 0 0 0 円を差し引いた翌年度への繰越額は 4 億 8, 6 5 5 万 1, 0 2 8 円でございます。このうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は124億6,409万5,000円で、前年度比1億1,948万6,000円の減となっております。

理由といたしましては、平成29年度の借入額14億3,110万円に対し、平成30年度が2億610万円減の12億2,500万円と減少したことなどによるものでございます。

特別会計におきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少、さらに平成30年度から水道事業会計の水道事業債及び簡易水道事業債が香川県広域水道企業団へ全額継承したため、地方債残高は前年度に比べて17億8,411万9,000円の大幅な減となっております。

認定第1号から認定第7号までは、地方自治法第233条の3の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第233条の5の規定により、主要施策の成果報告書をあわせて提出いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者より説明を行わせますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 会計管理者、黒木正人君。

**○黒木会計管理者** ただいま上程されました認定第1号から第7号のうち、町長から御説明を申し上げます一般会計を除いた特別会計につきまして、決算額を読み上げ報告とさせていただきます。

それでは、決算書の207ページをお開きください。

認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算のうち事業勘定について御報告いたします。

歳入決算額22億9,367万4,219円に対しまして、歳出決算額21億3,934万5,211円となり、歳入歳出差し引き残額は1億5,432万9,008円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は1億5,432万9,008円でございます。決算額の対前年度比は歳入が約10.6%の減、歳出が約11.5%の減となっております。

次に、247ページをお開きください。

平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち歯科の歳入歳出決算でございます。

歳入決算額411万2,745円に対しまして、歳出決算額は同額の411万2,745円となり、歳入歳出差し引き残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。

次に、261ページをお開きください。

平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち内科の歳入歳出決算でございます。

歳入決算額6,757万823円に対しまして、歳出決算額は同額の6,757万823円となり、歳入歳出差し引き残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。内科と歯科を合わせた直営診療施設勘定決算額の対前年度比は、歳入歳出とも約30.5%の減となっております。また、国民健康保険特別会計全体の決算額の対前年度比は、歳入が約11.4%の減、歳出が約12.3%の減となっております。

次に、287ページをお開きください。

認定第3号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2億7,199万2,865円に対しまして、歳出決算額2億6,166万7,778円となり、歳入歳出差し引き残額は1,032万5,087円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は1,032万5,087円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約3.2%の増、歳出が約1.3%の増となっております。

311ページをお開きください。

認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額25億3,570万3,161円に対しまして、歳出決算額25億1,298万4,211円となり、歳入歳出差し引き残額は2,271万8,950円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は2,271万8,950円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約0.7%の増、歳出は約0.1%の減となっております。

次に、365ページをお開きください。

認定第5号 平成30年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額2億272万1,772円に対しまして、歳出決算額1億9,990万4,828円となり、歳入歳出差し引き残額は281万6,944円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が85万3,000円ございますので、これを差し引いた翌年度へ繰越額は196万3,944円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約7.7%の減、歳出が約5.8%の減となっております。

次に、391ページをお開きください。

認定第6号 平成30年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3,313万7,835円に対しまして、歳出決算額3,170万4,134円となり、歳入歳出差し引き残額は143万3,701円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は143万3,701円でございます。決算額の対前年度比は、歳入が約7.0%の増、歳出が約9.1%の増となっております。

次に、413ページをお開きください。

認定第7号 平成30年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算ござ

います。

歳入決算額4,459万4,285円に対しまして、歳出決算額は同額の4,459万4,285円となり、歳入歳出差し引き残額はゼロ円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。決算額の対前年度比は、歳入歳出ともに約11.7%の減となっております。

最後に、427ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容等詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、各担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議いただき、御認定のほどよろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

監査委員、三好郁雄君。

**○三好郁雄監査委員** それでは、監査員報告を申し上げます。

認定第1号から第7号の決算審査報告。

決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により審査に付された平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況を審査した結果を御報告申し上げます。

去る8月8日、町役場におきまして、新名代表監査委員と私で決算の審査を行いました。また、これより先に行った定期監査では、報酬等の源泉額の算出について、補助金交付団体からの決算書の確認、指定管理者からの事業報告書の確認、未収金の対応の取り扱い、現金の取り扱い等について重点を置き、実施いたしました。

決算審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

指摘事項として、現金の取り扱いに関しては十分な管理体制をとること。一つ、補助金の交付については要綱、規定に沿って執行し、申請から実績報告までの書類確認を確実に実施し、厳正な事務処理を図ること。

次に、基金において一部不正流用が認められ、通帳履歴や債券の確認をし、適正な管理、運用がなされていなかったことから、早急な改善策を講ずるよう求めた。

また、監査委員としても、これまで基金の確認が不十分であったことを深く反省し、例月監査において、毎月基金の通帳・債券の確認を、また、残高証明等の確認書類の提出を求めることとしました。

以上で、決算審査の報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** これより、認定第1号から認定第7号までの7案件に対しての質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 決算認定に監査委員さんが発言されたこと、まことに敬服の至りで、的確な対応とお礼を申し上げます。

今回の決算認定は、基金残高において不明金が報告された決算書であります。それで、決算書につけられた監査委員の意見書は簡単明瞭でありまして、実質の中身がまるでないんですね。監査委員さんが実に的確に種々御指導なさってくれて、厳しいとかいろんな手法を私も耳にしております。せっかく町行政の適正な執行を指導監督していただいているのに、その内容が報告されない慣例になっておると。しきたりになっておる。これは現職の監査委員さんに責任を負わせるものではなくて、長い間の監査委員制度の運用の蓄積の不十分さなんだろうと私は思っているわけでありまして。

このような難しいときに新名監査委員さんが就任されたり、引き続き、三好監査委員さんが継続されるということで、それには感謝申し上げますけれども、議会に対して意見をつけて提出するとあります。やっぱり具体的なことを報告していただいて、町と議会と監査委員が相互策練関係において三者牽制が働く仕組みで町行政の適正化を図ると、コンプライアンスを守るんだというふうな地方自治法の制度、趣旨、精神を全うするような運営ができないかということであります。

監査委員さんの報告は、監査でやるべき正確性、これにのみ発言されております。ところが、監査委員さんにやっていただくのは、きちんとした法令が定める手続どおりに仕事をしておるかという手続の公正さを見ていかないかん。それから、法令、事業、政策の趣旨、目的を達成しているかと、この二つは法令遵守、コンプライアンスと言われます。そのところ、手続の公正さと合目的性、これのコンプライアンスのところも、今後、対応していただければならんのではないかと。それから、行政執行の手法の的確性ですね、手だての、これが四つ目にあります。それから、それが成果を上げているのかどうかという実績の検証であります。それが無駄がないかという効率、費用対効果、ここまでやらないかんというふうに監査委員の役割はあります。現行の事務局体制や監査委員体制でこれを全うするのは無理であります。しかし、これが必要なんだという認識は要るんだろうと思います。

それで、ただいま政府においては第31次地方制度調査会がこのような審議をしております。それは人口減少時代における議会の役割、町役場のコンプライアンスと監査委員制度の効果的な機能発揮、これを地方制度調査会は論議しておって、そこにこれぐらい資料があるんですね。それを見ますと、とりあえずこういうことを言われております。信州長野県においては、監査委員が議会へ出席するのを習いとしております。それは確立しておると。三者牽制の機能を発揮するために、それは監査委員を責め立てるとかということ

でなくて、その専門的な見識を執行長や議会も生かして審議をするということでもあります。これを即座にしろというわけではありませんが、そういう運用がされておるということを御承知おきいただきたい。

それから、私は今回の6月の質疑において、町が資金を供与しておる団体とか、それから町の職員が会計を担っていること、その監査を求めると、調査を求めるという発言をしましたが、それに疑問を持つ方がありましたが、監査委員制度においては、財政支援団体、出資してたり、融資してたり、交付金を出しているところは、それから指定管理者、指定金融機関も監査の対象となります。これは地方自治法が定めておるわけです。議会が監査請求をすることもできます。町長がこれを監査してくれとも言えるし、議会も言えるということでもあります。そして監査結果は公表されて、監査のとおりには執行長が実施したのかどうか、実施しなかった場合には理由をつけて、監査委員のことを的確に対応したか、それも報告する仕組みになっております。そこまでうちの町でできるのかという問題があります。それに対して地方制度調査会と地方自治法はこのように述べております。

監査事務局の職員が短期研修では到底力量がつかないから、長期の研修を行う必要があるだろうと。ましてや、本町においては議会事務局が管財事務局を兼ねておって、これは非常に重大な、重過ぎますよね。すると、市町村が連合審査の組織を設けることができる。監査委員制度を例えば中讃広域で設けるとかということができて、効能を発揮することができます。こうした検討をしていくわけです。これについては、今、ちょっと議場で質疑は難しいですけども、この場で言うしかないとは私は思ったわけで、迷いながらこの場で語っておるわけですけども、それからもう一つは、このようなことを監査するという、全部をやるわけですから、計画的にせないかん。監査計画をつくり、本町なりの監査基準を設けて公表するというのも制度の上では求めているわけでもあります。

監査委員制度をより向上させる運用を総務省も地方制度調査会も求める対応を第29次でもやりました。31次でもこのことを取り組んでおります。我々もこれを視界に置いた対応をすべきだという御提言を申し上げたい。

町長、監査委員機能を充実させることについて、執行長としてどうお考えなのか。議会も考えねばなりません。監査委員さんも御自身で発言なさってもいいかもしれません。そうした総知を絞って、大体10年に一遍ぐらいは不祥事はどこか周辺で起きてますから、よく起きることです。民間企業においてもいろいろあります。コンプライアンス、内部統制、ガバナンス、本町はPFIにおいて一部外部監査を有効に使っております。一部外部監査、それを使った先進町であって、これは立派な成果を上げておるんでありますが、さらにこうしたことを充実させるおつもりがあるのか、執行長の今の時点での物の見方を御答弁願えたらと思います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の事件を十分反省して、国の動向、他の市町村の動き等も十分に調査研究して取り

組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 監査委員の答弁は構いませんか。

○竹林昌秀議員 監査委員さんに、そしたら簡単でいいですから、監査委員さん一人でできることでもないし、種々、難しい検討をせないかと私は思っております。

○田岡秀俊議長 答弁、監査委員、三好郁雄君。

○三好郁雄監査委員 竹林議員の質問にお答えいたします。

ちょっと十分私もわかりかねるけど、新名代表監査員とも協議して、いろいろと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私たちは先進的にPFIに取り組み、種々のトラブルを乗り越えて、PFIのノウハウを日本中で最も蓄積した町になっている可能性もあります。立派にPFIの施設が機能を発揮して、先ほどの町長の経過報告でありましたとおり、中学生たちは見事な成果を出している。驚くべきことでもあります。

今回の基金の不正流用、着服に際するトラブルは、上手に乗り越えれば、私たちの内部統制や監査の機能や資金管理の手法を全国に誇るべき水準に持っていける好機と捉えます。皆で取り組みたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 認定第1号 平成30年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、今、監査委員の意見書が提出されておる中で、基金の運用については適正な運用がなされておらず、早急な改善策を講ずることを求めると、こう監査委員の意見書がつけられております。これは広範囲な中を一句にまとめた監査委員の意見であろうかなと私は思っております。したがって、前回の不祥事だけじゃなくて、この基金の運用について、いろんな今のやり方が完全な適正であるという考え方では監査委員が持っておらないわけです。今後、どう改善していくのか、今の町長の心境、また、今後どう対応していこうとしておるのか、これは議会として執行部のいろんな関係に、一つは議会人としてチェック機能を満たしておらなかったことも事実であります。そういう面から町長の今の心境をまずはお聞きいたしたいと思っております。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

監査委員からの意見書も出てきておりますように、基金の運用が不明確であったということであり、不正流用があったということで結果が出ておりますので、真摯に受けとめ、今後の再発防止等についても十分考慮して考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これ、町長、不祥事の件が明るみに出て、そちらばかりを指摘されたんじゃないと思う、監査委員が。基金の運用については、もう少し考えるべき必要があるということを意見書で出されておられると思う。したがって、当然、不祥事はあってはならない、当然です。ですが、この運用のあり方を、町長、どう考えておられるか、今後、改善策として。

**○田岡秀俊議長** 答弁の調整中です。しばらくお待ちください。

答弁、町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

運用というものの中に大きく管理も含まれておりますので、その運用の中の管理が十分できてなかったという指摘でございますので、今後、十分気をつけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** これは監査委員さんの意見書が私はこの一句にまとめておられるから、こういう字句になったと解釈いたしました。管理だけを監査委員が指してこういう字句を使われたのか、そこは間違いはないですね、確認しておきます。

**○田岡秀俊議長** 監査委員のほうより答弁いただけますか。

監査委員、三好郁雄君。

**○三好郁雄監査委員** 川原議員に対して御説明申し上げます。

この基金の運用ですが、毎月、今までは通帳とか債券のあれをできてなかったところを十分反省しておるんですが、今後、残高証明とか関係書類を提出して、運用を十分に確認したいと思います。以上です。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 監査委員さんは例規にのっとって監査するんでありますが、本町の会計規則を見ますと、歳出歳入とかそれはきちんとした規定がありまして、そのとおりに中讃広域の財務会計システムが動いております。ですから、歳出歳入は何か起こりようがない、起きてもすぐ見つかるという仕組みであります。基金の扱いは町の会計規則に規定の空白ですね。町の会計規則は恐らく総務省がこのとおりにつくいなさいよというお手本、準則を出して、そのとおりに採用している可能性が高いです。ですから、町の会計規則の不備というところがあって、監査委員さんはそれを見てやればいいんですけども、そういう制度上の不備があるということを私は指摘しておきたいです。

これは既にその克服をしている都道府県や市なんかはあると思います。その資料を入手してやればいいんですね。基金管理規則というのを制定すればいいんだらうと思います。

本町は立派な規定も持っております。お金を証券会社に預けるのか、どの金融機関に預けるのかという審査は、審査委員会を開いて室長さん一人の判断に任せないような仕組み



になっていて、ある意味では町との取引というのは巨大な利権でありまして、金融機関で見たら、町との取引を一方手に入れたとしたら、営業としては主勲功ですね。ですから、その審査を会議に基づいてやることになってますが、今回、会計室長が3億円解約したりというのは、その会議を開かずにやっていますね。運用先の仕組みはうちではできてますが、基金のお金を少々通帳をどのように扱うんか、出入りは役場の外でするんか、室長が1人で面談するんか、2人で中と会わないかんのんか、会ったら記録を残すんかとか、基金の管理の規則の研究をせないかんと。これを申し上げておきたい。

町長、この研究をしていただけるのかどうか、方向性だけ御答弁願います。監査委員さんに武器を、道具だけつくってあげたらやりよいですね。そんなに、町長、ちょっと一言御答弁願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

運用の中の管理が非常に不備であったということでございますので、管理につきまして、十分調査研究をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹林昌秀議員 規則の制定の検討の可能性を一つ。

○栗田町長 それも含めて検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は総務常任委員会に付託し、最終審査を教育民生常任委員会、建設経済常任委員会との合同審査で行います。

認定第2号、第3号、第4号、第7号の4案件は教育民生常任委員会に、認定第5号、第6号の2案件は建設経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

## 日程第15 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、国家公務員において、超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められており、地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるための改正を行うもの

でございます。

概要といたしましては、第7条関係として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めるというものでございます。

また、本改正案に準じて改正される規則について説明いたします。

規則第7条の2に時間及び月数の上限をうたうもので、1カ月において時間外勤務を命ずる時間を45時間、1年において時間外勤務を命ずる時間を360時間を原則とし、比重の高い所属として任命権者が指定する場合においては、1カ月において時間外勤務を命ずる時間を100時間、1年において時間外勤務を命ずる時間を720時間、1カ月から5カ月の期間あたりの月平均時間を80時間、1年において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月は6カ月とするものでございます。

また、このほかに大規模災害対応等に関する場合は、任命権者の許認可によりこの限りではないという特例もございます。

なお、本改正案に準じて改正される規則につきましては、タブレットの定例会議案書のフォルダに人事院規則、その他資料とともに入れておりますので、御確認いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第16 議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

**○田岡秀俊議長** 日程第16、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この条例は、御存じのとおり、主に子育て世代にある若者がまんのう町内に移住または定住するための住宅取得支援策として平成27年4月より期限つきで実施しているもので、毎年、補助申請は50件を超え、そのうち町外者からの申請が約3割を占めていることから、本町の人口減少対策、年少人口、生産年齢人口、税源の確保など、相乗的に地域の活性化に寄与している制度であると考えております。

今回の改正は、本条例の有効期限であります令和2年3月31日を令和7年3月31日

まで5年間延長することで、引き続き、若者の町内への移住・定住の促進を図ろうとするものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 定住促進条例が大きな運用成果を上げていること、今回も補正予算の金額出ておりますけれども、これは多分議場のみんなが賛成することではないかと思えます。

ただ、立法テクニックとして、期間が来たから延長するという時限措置を講じてますね。町が住民のためにしてあげる、お金を出してあげるというのは、このような時限立法の原則を貫いていただけぬかと、ほかにおいても。一度、住民のためにお金を出しますという仕組みをつくると、なかなかこれ撤退は難しいですね。でも効果を5年間運用して、結果を見て延長する、しないという時限措置にすれば、この後、合併特例の財政措置がなくなってきたときに柔軟に対応できますね。その年の歳入をその年の住民のために使う、これが原則でありまして、あるお金の中でその年を運用するという原則に行くには、今は余裕がありますけれども、町長はこの定住促進条例の時限立法の運用手法をほかにも応用していく気があるのかどうか、それを御答弁願いたいと思います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

常に時代は変化しておりますので、そのときそのときの財政事情もありますので、この手法を今後もほかへも波及させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第17 議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

**○田岡秀俊議長** 日程第17、議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能となったことから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録、印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載できるよう改正するものでございます。

附則につきましては、施行日を令和元年11月5日とするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### **日程第18 議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**○田岡秀俊議長** 日程第18、議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

本町における家庭的保育事業等の認可基準は国が定める基準のとおりとしたいと考えますが、国の基準は平成26年10月1日の施行後、現在までに7回改正が行われているところから、今回、本条例の構成を大幅に見直し、国の基準の改正に対応できるよう改正をするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### **日程第19 議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運**

## 営に関する基準を定める条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第19、議案第5号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令が本年5月31日に公布されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

本町における運営基準は国が定める基準のとおりとしたいと考えますが、国の基準は平成27年4月1日の施行後、現在までに4回改正が行われているところから、今回、本条例の構成を大幅に見直し、国の基準の改正に対応できるよう改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第20 議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第20、議案第6号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号のまんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

子ども・子育て支援法の一部改正内容といたしまして、従来の「子どものための教育・保育給付の認定」と、今回新設される「子育てのための施設等利用給付の認定」とを区別するため、「支給認定」という文言が「教育・保育給付認定」に形式的な整理がなされております。

本条例につきましても、同法の一部改正内容を反映させた一部改正を行い、同法が施行されます本年10月1日に施行をするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## 日程第21 議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○田岡秀俊議長 日程第21、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて、その提案理由を申し上げます。

契約後8年を経過したまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、維持管理運営業務に移行して7年目に入っております。この事業は官民連携事業という特殊なものであるため、その実施内容について、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成23年度から個別外部監査を実施してまいりました。

昨年の監査においては、本町のモニタリング状況及び過去に指摘された事項についての改善状況の2点を監査対象とした個別外部監査を実施いたしました。

監査の結果、本町のモニタリング状況に関しては特段問題となる事項はないと報告を受けております。

また、これまでに指摘された事項の改善状況に関しましても、おおむね改善したものの報告を受けておりますが、SPCの財務状況について、町が確認を行うこととして指摘を受けております。SPCの決算関係書類から経営状況等について本町担当職員が判断することは難しく、専門的知見を要すると考えております。

したがって、本年度の監査では、本町のモニタリング状況及び過去に指摘された事項の状況に加え、SPCの財務状況についての3点を監査対象とした個別外部監査を実施したいと考えており、去る7月4日に本町監査委員に対し個別外部監査にて監査を実施することを求め、7月18日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を

実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定しました。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号が可決されましたので、ここで手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

**休憩 午前11時53分**

**再開 午後 1時30分**

**○田岡秀俊議長** それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第22 議案第8号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について**

**○田岡秀俊議長** 日程第22、議案第8号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

本町が実施しておりますまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25年間の長期契約により実施する事業であり、多くの業務があり、それぞれ専門的な理解を深めなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目10番30号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と、来年3月末まで268万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本町がPFI事業において個別外部監査契約を締結して、その執行をトレースしてきたことは大きな実績を上げていると思います。個別外部監査制度というのは、総務省の第3次地方制度調査会の資料によると、包括外部監査が都道府県や市町村を合わせて全国で119ぐらい、それから個別外部監査は全部合わせて5件ぐらいですかね、大体それぐらい。3件、2件、5件ぐらいで来ているぐらいの中のうちが入っておるわけで、非常に先進的な、総務省が意図した制度の取り組みであると思います。

この議案に反対するわけではありませんが、町長に問いたいのは、監査というのは多様な視点で行うべきであって、一つの事業所が余り長期において携わるのは芳しくない。私は本町の監査委員においてもそうだと思っております。角度を変えていろんな人の目で見ると。この三和会計事務所の米田先生は非常に立派な方で、トラブっているときから辛抱よく対応してくれて高く評価申し上げますけれども、この先生を例えば指定管理者の仕組みの個別外部監査に活動してもらおうとか、やっぱり数年間を置いてまた帰ってきてもらおうとか、そういうことを次の契約において考えるのかどうか、それを町長に問うておきたいです。今年度の契約に反対するものではありません。この運用姿勢を町長に問います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

来期の契約につきましては、いろいろ各方面から総合的に判断をして、また決めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** いかにも立派な先生といえども、やっぱり毎年見ておりますと、よく似た指摘事項であるというのは私は感じておまして、立派な先生であり、御期待申し上げますけれども、今後はまたそういう見方で事務方で検討していただけないようお願い申し上げます。答弁は結構です。

**○田岡秀俊議長** ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第23 議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

**○田岡秀俊議長** 日程第23、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,963万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,663万5,000円とするものがございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加及び変更分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第9款地方特例交付金は、10月からの保育料無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金として1,463万1,000円の追加計上でございます。

12ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金は、保育料無償化に伴う公立こども園負担金など、合わせて1,999万8,000円の減額でございます。

13ページをごらんください。

第14款国庫支出金437万6,000円の増額は、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金において、子どものための教育・保育給付費として208万6,000円の新規計上、第2項国庫補助金において、教育支援体制整備事業費補助金など、合わせて229万円を増額計上いたしております。

14ページをお開きください。

第15款県支出金は1,030万3,000円の増額です。これは、第2項県補助金、第1目総務費県補助金において、空き家修繕県補助金など225万円の増額、第2目民生費県補助金において、子ども・子育て支援事業費補助金を98万3,000円増額、第4目農林水産業費県補助金において、農地維持管理省力化事業補助金644万5,000円を増額いたしております。また、第6目土木費県補助金において、民間危険ブロック塀等撤去補助金など、合わせて62万5,000円を増額計上いたしております。

15ページをごらんください。

第16款財産収入は、子ども未来夢基金運用利子を526万2,000円増額計上いたしております。

16ページをお開きください。

第18款繰入金は、ふるさと応援基金繰入金28万円の増額でございます。

17ページをごらんください。

第19款繰越金3,586万9,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

18ページをお開きください。

第20款諸収入は、給食事業収入を451万2,000円増額計上いたしております。

19ページをごらんください。

第21款町債は4,440万円の増額でございます。これは、第1目総務債において、定住促進対策事業債及び仲南支所周辺整備事業債、合わせて2,840万円を増額し、第5目商工債において、商工観光施設整備事業債を1,300万円増額、第7目消防債において、消防屯所整備事業債を300万円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

第2款総務費は5,232万1,000円の増額でございます。これは、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、委託料を151万2円増額、第6目企画管理費において、報酬を230万円減額、委託料を228万円増額、指定管理施設の工事請負費を1,300万円増額、負担金、補助及び交付金において、若者住宅取得補助金など、合わせて2,508万円を増額いたしております。第8目交通安全対策費におきましては、高齢者

免許返納業務委託料を10万円増額し、第9目防犯対策費において、防犯灯設置工事費を50万円増額、第11目かりんの里づくり事業費の修繕料を51万9,000円増額、第15目支所及び出張所費の委託料、工事請負費、合わせて779万円増額、第21目地方創生推進事業費においては、需用費、補助金、合わせて130万円を増額、第2項徴税費におきましては、町法人税等過誤納還付金を254万円増額計上いたしております。

21ページをごらんください。

第3款民生費は317万7,000円の増額でございます。これは、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において、負担金及び扶助費、合わせて209万7,000円を増額、第2目保育所費においては、委託料、扶助費、合わせて108万円を増額し、第5目認定こども園費におきましては予算の増減額はありませんが、保育料無償化に伴う充当財源の振りかえを行っております。

22ページをお開きください。

第4款衛生費は439万5,000円の増額でございます。これは、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、共済費、修繕料を合わせて214万1,000円増額、第2目予防費では手数料を20万円増額、第4目環境衛生費においては、手数料及び委託料を合わせて205万4,000円増額するものでございます。

23ページをごらんください。

第6款農林水産業費は1,769万円の増額でございます。これは、第1項農業費、第5目農地費において、需用費、委託料、使用料及び賃借料をそれぞれ農道水路管理費で300万円、農地維持管理省力化事業費で1,289万円増額計上するものでございます。また、第7目地籍調査費において、委託料を180万円増額しております。

24ページをお開きください。

第7款商工費は、満濃池振興関連補助金を24万5,000円増額しております。

25ページをごらんください。

第8款土木費は1,676万2,000円の増額でございます。これは、第2項土木管理費、第2目道路橋りょう維持費において、維持補修事業費を合わせて900万円増額し、第3目道路橋りょう新設改良費において、県営工事負担金を526万2,000円増額、第5項住宅費、第2目住環境整備費においては、民間住宅耐震対策支援事業費補助金など、合わせて250万円を増額するものでございます。

26ページをお開きください。

第9款消防費は400万円の増額です。これは、第1項消防費、第4目消防施設費において、工事請負費を300万円、負担金を100万円増額計上するものでございます。

27ページをごらんください。

第10款教育費は421万7,000円の減額です。これは、第1項教育総務費、第2目事務局費において、パソコンリース料を1,800万円減額、第2項小学校費、第1目学校管理費において、修繕料を1,378万3,000円増額し、第6項保健体育費、第

4目給食場費においては補正増減はありませんが、財源の振りかえを行っております。

28ページをお開きください。

第13款諸支出金は、子ども未来夢基金積立金を526万2,000円増額するものでございます。

なお、29ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第9号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### **日程第24 議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号**

**○田岡秀俊議長** 日程第24、議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第10号の令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

33ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,259万2,000円とするものでございます。

事項別明細書41ページをお開きください。

歳入では、第10款繰越金、第1項繰越金において、前年度繰越金を159万2,000円増額しております。

42ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第2項徴収費において、償還金を24万2,000円増額、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金において、保険料還付金を135万円増額計上いたしております。

以上、議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** この後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者の保険料を集めて本県の広域連合へお金を送るだけの会計ですね。ですから、合計額が2億7,200万円ほどになっておるわけですが、実は決算審査用に出していただいた平成30年のあれを見ますと、うちの町は34億2,700万円ぐらい後期高齢者の医療を支出しております。3,794人が後期高齢者で対象になっていて、一人当たりの医療費の支払い額が90万3,425円で、県下で4番目に一人当たり高いですね。一番お金が要つとるのが循環器系で、要は脳血管でしょうね。次が筋骨格系ですから整形外科系なんだろうかね、関節とか、それが2番目ぐらいと、これは県下どこも一緒なんですけど、腎・尿路系というのに入っておるところも、直島町は2番目に入つとるんがありますけど、あとはみんな一緒なんですけど、この医療費の中身を掌握して、こういうところがうちは弱い、ここは手は打てるというところに重点的に保健師さんに普及啓発に回ってもらう、医療の支払いを見て作戦立てるといふ、全部やるわけにいきませんから、それをするためにこの医療の中身の説明を年間の中でどっかで後期高齢者医療はしてもらわないかんのじゃないかなと思うんです。非常に簡略に1枚で出ておりますけれども、広域連合のあの議会においても、予算書が出てきて、中身の説明が1回もないから、中身の説明もないのに、検査費は幾らだ、薬代は幾らだ、入院費は幾らだかの明細を出してくれんと、補正予算を賛成できないと、私、発言して審議がとまったことがありますけども、我々もやっぱり34億円動いている本町の医療の中身をちょっと掌握すべきなんじゃないかなと思います。

町長、いかがお考えになりますか。やっぱりただ集めたお金を送るだけの会計をお守りしといていいのか。住民啓発は我々の町がやらないかんのだと思いますし、町長のお考えを問います。どっかで年間この中身を掌握する議会運営、執行部とが意見を交わすという場を設けたらと思うんですが、この資料の提出の方法について町長のお考えを伺います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

**○佐喜福祉保険課長** 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、1番の保険者は香川県後期高齢者医療広域連合でございますので、全てのことをいろいろなことにつきまして説明責任を負うのは広域連合でございます。しかしながら、私どももその広域連合の加入者といたしましていろいろな面で責任を負っております。そういったことで、教育民生常任委員会等におきまして、その中身について知る範囲、詳しく御説明申し上げたいと思いますので、平成30年の決算が出てきた時点で、できるだけ詳しく御説明申し上げたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 広域連合の会には管理者会へ町長が出て、議長か教育民生の常任委

員長が広域連合の議会に出るんだろうと思います。この2人が的確にその会合で発言できるように、事務方としては補佐して資料をお伝えし、本町の取り組むべき課題が町長や議会に参加する議員に伝わるように、そうした対応をお願いしたい。ただお金を送るだけの運用で、34億円のお金が動いているというのはちょっと芳しくないんじゃないかと、そんなことでありまして、これをお願いしておきます。よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 令和元年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○田岡秀俊議長 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦について、提案理由を申し上げます。

次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 まんのう町佐文、氏名 北山信夫様。

2番目、住所 まんのう町東高篠、久留嶋一之様。

3番目、住所 まんのう町吉野、有信隆雄様。

以上、3名でございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村に設置されております。まんのう町には、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところでございます。

人権擁護委員の任期は3年ですが、仲南地区、北山信夫様、満濃地区、久留嶋一之様が令和元年12月31日、満濃地区、有信隆雄氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、3名の方を人権擁護委員に推薦するものでございます。

この3名の方々は、地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されており、人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えておることから、適任であると考えております。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、9月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

**散会 午後2時00分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員